

固定資産税

縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の縦覧

4月1日(火)から、固定資産税に係る縦覧・閲覧期間が始まります。固定資産税の税額などが確認できる縦覧・閲覧制度を「活用ください」。

縦覧

平成26年1月1日現在、市内に固定資産税の課税対象となる土地・家屋をお持ちの方またはその関係者(所有者と同一世帯の親族、納税代理人など)は、所在地番ごとに評価額などが記載されている縦覧帳簿を見ることにより、ほかの土地や家屋との評価額の比較をすることができ

縦覧

とき 4月1日(火)～6月2日(月)
▽月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時

縦覧

▽土曜日 午前8時30分～午後0時15分
※日曜日、祝日を除く。
ところ 税務課(市役所2階)
手数料 無料
持ち物 印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証など)
※代理人の場合は、委任状も必要です。

縦覧

◆固定資産の所有者
市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方またはその関係者(所有者と同一世帯の親族、納税代理人など)は、固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を見る事ができます。
とき 4月1日(火)から

縦覧

▽月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時
▽土曜日 午前8時30分～午後0時15分
※日曜日、祝日を除く。
ところ 税務課(市役所2階)
手数料 1件250円(縦覧期間中は無料)
持ち物 印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証など)
※代理人の場合は、委任状も必要です。

縦覧

◆借地人・借家人
借地人・借家人は、固定資産課税台帳のうち借地・借家している土地・家屋について記載された部分を1件250円で見ることが出来ます。
持ち物 印鑑、借地人・借家人であることが確認できる書類(賃貸借契約書など)、本人確認ができるもの(運転免許証など)

縦覧

問合せ 税務課土地評価係 ☎042(346)9524、家屋評価係 ☎042(346)9525、庶務係 ☎042(346)9521

高齢者 緊急通報 システム

慢性疾患による体調の急変時の救命として、ボタン一つで東京消防庁(消防型)または民間事業者の受信センター(民間型)に通報される機器を設置します。消防型を設置する場合は、緊急通報協力が2人以上必要です。

※緊急通報協力員とは、あらかじめ本人宅の合鍵を持ち、通報時に救急車より早く駆けつけ、安否確認を行うボランティアのことです。
費用 消防型は設置費用などの1割、民間型は月額使用料の1割(所得により異なります)を負担
対象 65歳以上で身体的慢性疾患(心疾患、脳疾患、呼吸器系疾患など)があり、病状が不安定で日常生活を営むうえで常時注意を要する独

り暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の方
※常時注意を要する状態とは、救急車の出動が想定される病状であると医師から診断され、病状悪化時に自力で救急を要することが難しい状態を指します。
問合せ 介護福祉課地域支援係 ☎042(346)9539

地域包括 支援センター

4月1日から 担当圏域を変更



市では、地域包括支援センターの担当する地域を圏域と呼んでいます。平成24年10月と平成25年10月の住居表示の実施に伴い、地域包括支援センターが担当する圏域をわかりやすくするために、4月1日(火)から、下表のとおり圏域を変更します。
※地域包括支援センターとは、高齢

住居表示実施に伴う地域包括支援センター担当圏域の変更 (変更する圏域のみ)

Table with 4 columns: 圏域, 旧住所, 新住所, 担当する地域包括支援センター. It details changes for the 'Central Area' and 'East Area'.

者の地域での生活を支援する総合機関です。
問合せ 介護福祉課地域支援係 ☎042(346)9539

市の組織を 改正

◆4月1日から、市の組織が変わります
市では、4月1日付けで課の業務や課題に対し、より一層、課全体として取り組む仕組みに改正していくことを目的に、従来の「係」を廃止して、課に「担当」を置きます。
また、土地区画整理と市街地再開発に関する事業を二元的に行うため、区画整理支援課と都市開発課を統合し、地域整備支援課を新設するなどの改正を行います。

心身障がい者

自動車ガソリン費の 補助請求を

月50円を限度として、1以につきガソリン税額相当分54円を補助します。
請求方法 4月1日(火)から10日(木)までに、1月～3月分の領収書と印鑑、決定通知書兼受給者カードを持参のうえ、障害者福祉課(健康福祉事務センター1階)、東部西部出張所、動く市役所へ
問合せ 障害者福祉課 ☎042(346)9540

4月2日～8日 発達障害啓発週間

平成19年12月、国連総会において毎年4月2日の世界自閉症啓発デーとすることが定められました。このことにより、それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように、意識啓発の取り組みを行うことが求められることになりました。
日本では4月2日からの1週間を発達障害啓発週間とし、自閉症や発達障がいをもつ皆さんに理解していただく機会としています。
この発達障害啓発週間に合わせ、発達障がいについて知っていただくために、発達障がいに関する図書を展示します。
とき 4月2日(水)～8日(火)
中央図書館開館時間内

福祉タクシー 利用券の交付

福祉タクシー利用料金の補助を受けている方に、平成26年度分を交付します。
とき 3月25日(火)から
配布場所 障害者福祉課(健康福祉事務センター1階)、東部・西部出張所
持ち物 印鑑、決定通知書兼利用者カード、身体障害者手帳または愛の手帳

小学校給食調理 業務委託の実施予定

すでにお知らせしたとおり、平成26年4月から小平第十二小学校と花小金井小学校で給食調理業務委託を実施しますが、平成27年度から小平第四小学校、上宿小学校、平成28年度から鈴木小学校、学園東小学校でも給食調理業務委託を実施します。
※利用券は、4月1日から若竹色に変わります。
※平成25年度分の利用券(サーモンピンク色)は4月1日以降使用できなくなりますので、ご注意ください。
※利用券の裏面に記載のあるタクシーストアを確保のうえ、ご利用ください。
問合せ 障害者福祉課 ☎042(346)9540

審議会などの 日程

◆第4回 住居表示整備審議会
とき 3月27日(木) 午後2時～4時(ころ)
ところ 市役所3階庁議室
傍聴定員 10人
傍聴申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 市民課 ☎042(346)9520

脳の健康教室

とき 4月3日～9月11日の木曜日 午前中 全24回
ところ 介護老人保健施設けやきの郷
費用 教材費月2千600円
対象 65歳以上の市民
定員 10人
内容 読み書き、計算教材を使った認知症を予防する脳のトレーニング
主催 小平市地域包括支援センター
申込み 小平市地域包括支援センター(けやきの郷へ)(先着順) ☎042(346)2321

認知症予防講座

◆目・脳・体いきいき教室
バランスよく目・脳・手足を動かして活性化させ、認知症予防を目指します。
とき 4月15日～6月17日の火曜日(4月29日、5月6日を除く)
申込み 介護福祉課地域支援係 ☎042(346)9539

夜間納税窓口

3月25日(火)に開設
日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。
とき 3月25日(火) 午後5時～8時
ところ 市役所2階収納課(入口は庁舎北側)
※来庁の際は納税通知書をお持ちください。
※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。
問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

市税の納め忘れはありませんか

平成25年度の市税(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は、いずれも納期限が過ぎました。また、納めていない方は早急に納付してください。納期限を過ぎると延滞金がかかります。また、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。
事情があつて納められない方は、ご相談ください。
問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528